

## 論文要旨説明書

**報告論文のタイトル：**特許無効審判における請求成立要因；審査段階拒絶査定率の影響

**報告者氏名：** 佐々木通孝

**所属：** 一橋大学大学院国際企業戦略研究科（院生）

## 論文要旨

本研究は、特許出願の拒絶査定率が特許無効審判の請求成立に影響を及ぼしているかを実証的に分析した。

現在、わが国には約 180 万件の特許権が有効に現存している。各特許権は発明の技術内容や権利範囲が異なっていることは当然であるが、特許庁で審査された時期も異なっている。もちろん法改正が無い限り、審査時期が異なっても特許出願が審査される要件は同じである。しかし、特許出願が拒絶査定となる確率は各年で異なっている。平成 16 年の拒絶査定率は 50.5% であるのに対し、平成 25 年は 30.2% である。このように拒絶査定率が変化する中で、審査を経た特許権が現存している。

現存する特許権は権利者により権利活用される一方で、第三者による特許無効審判の請求に晒される。特許無効審判において請求が成立する、すなわち特許が無効と判断されると、特許権は初めから無かったものとされる。この特許無効審判には、公衆による審査の見直しという制度目的があり、特許法において重要な規定の一つである。一方で、特許が無効になる確率が著しく高いとき、負の影響を及ぼすことが知られている。例えば、権利行使や特許発明への追加的投資のインセンティブが低下することである。したがって、特許権者や投資家にとって、特許無効審判の請求成立への要因は大きな関心事の一つである。

では、拒絶査定率の異なるときに審査された各特許権の特許無効審判請求成立確率は同じなのであろうか。特許無効審判で判断される主な要件は審査と同じであるため、拒絶査定率が無効審判の請求成立に影響を及ぼすとも考えられる。以上の問題意識から、審査段階の拒絶査定率が特許無効審判の請求成立に影響を及ぼしているかを、本研究は実証的に分析した。

順序ロジット・モデルによる実証分析の結果、特許無効審判の成立に対し特許出願の審査段階拒絶査定率は、負の関係を示したが統計的に有意ではなかった。